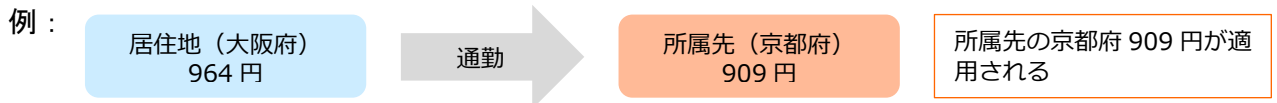


1. 地域別最低賃金と特定最低賃金との適用関係

最低賃金には、地域別最低賃金及び特定最低賃金の2種類があります。
なお、地域別最低賃金及び特定最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
特定最低賃金は、地域別最低賃金よりも高い金額水準で定められます（最賃法16条）。
地域別と特定の両方の最低賃金が同時に適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません（最賃法6条）。

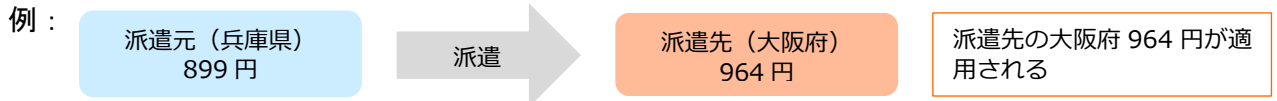
2. 地域別最低賃金の適用関係

(1) 所属先の最低賃金が適用されます。居住地ではありません。



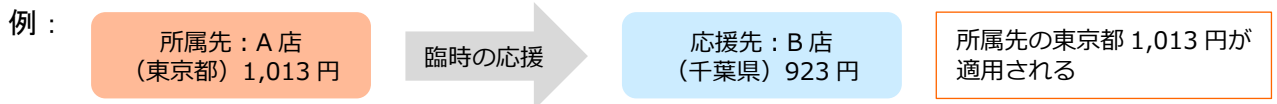
(2) 派遣労働者の場合（最賃法13条）

派遣先の最低賃金が適用されます。派遣元ではありません。



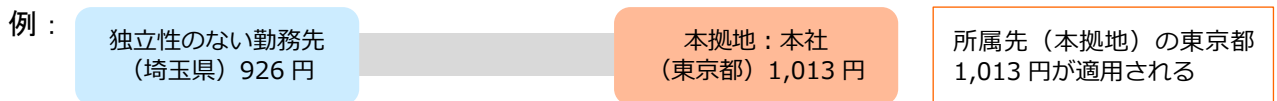
(3) 臨時に越境する場合

所属先（本拠地）から臨時に越境して応援勤務する場合は、所属先の最低賃金が適用されます。



(4) 勤務先が小規模等で独立性のない事業場の場合

事業場としての独立した機能がなく、指揮命令等の管理が本社等で行われているような場合は、所属先（本拠地）は本社等にあるものとし、所属先の最低賃金が適用されます。



3. 最低賃金の減額の特例許可制度（最賃法7条）

一般の労働者より著しく労働能力が低いなど、特定の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

4. 周知義務（最賃法8条）

最低賃金の適用を受ける労働者の範囲およびこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金ならびに効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります（罰則あり）。